

## 山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨の指定管理者の候補者について

山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨の指定管理者の候補者については、商工労働部指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、下記のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	山梨県立産業展示交流館 アイメッセ山梨										
2 指定の期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日										
3 応募団体	・財団法人やまなし産業支援機構										
4 指定管理者の候補者	名称：財団法人やまなし産業支援機構 住所：甲府市大津町2192番地の8号										
5 候補者の選定理由	<p>候補者の提案の審査にあたっては、応募団体が1団体であり、相対的な評価ができないことから、提案価格を除き各審査項目の間を標準として、加点減点方式により採点した。</p> <p>審査の結果、候補者及び候補者の提案は、選定理由のとおり、これまでの実績に基づき十分評価に値するものであったため、候補者として選定することとした。</p> <p>(1) 選定理由</p> <p>指定管理者の候補者（財団法人やまなし産業支援機構）からの提案は、施設の設置目的や県が示した管理方針に合致するとともに、利用率の向上や利用者及び来館者へのサービス向上に関する考え方が具体的であり、効率的な管理運営が期待できる。</p> <p>また、候補者は、施設運営に関する知識や経験が豊富であり、安定的な管理運営が期待できるとともに、施設の管理運営部門だけでなく法人全体でのバックアップ体制など人的能力や経理的基礎を有している。</p> <p>(2) 選定基準及び採点結果は別紙のとおり</p>										
6 指定管理者選定委員会の概要	<p>(1) 委員会の構成</p> <table> <tr> <td>委員長：公認会計士</td> <td>久保嶋 仁</td> </tr> <tr> <td>委員：(株)ウ・グロ・バル総合研究所</td> <td>藤田 泰一</td> </tr> <tr> <td>委員：駒澤大学経営学部教授</td> <td>青木 茂樹</td> </tr> <tr> <td>委員：県商工労働部次長</td> <td>高橋 哲朗</td> </tr> <tr> <td>委員：県産業技術短期大学校主査</td> <td>大瀬 裕之</td> </tr> </table> <p>(2) 審査日時</p> <p>第1回：平成20年6月2日 概要 ・募集要項の確認 ・審査基準、審査手順の決定</p> <p>第2回：平成20年9月19日 概要 ・応募団体からのヒアリング ・応募書類の審査・採点</p> <p>第3回：平成20年9月26日 概要 ・指定管理者の候補者の選定 ・選定結果報告書の作成</p>	委員長：公認会計士	久保嶋 仁	委員：(株)ウ・グロ・バル総合研究所	藤田 泰一	委員：駒澤大学経営学部教授	青木 茂樹	委員：県商工労働部次長	高橋 哲朗	委員：県産業技術短期大学校主査	大瀬 裕之
委員長：公認会計士	久保嶋 仁										
委員：(株)ウ・グロ・バル総合研究所	藤田 泰一										
委員：駒澤大学経営学部教授	青木 茂樹										
委員：県商工労働部次長	高橋 哲朗										
委員：県産業技術短期大学校主査	大瀬 裕之										

(2) 選定基準及び採点結果

選定基準及び審査項目	配点	候補者
総合的な運営方針 ア 運営方針 イ 平等な利用の確保	4	2.70
適正かつ効率的な維持管理 ア 施設の維持管理の考え方、手法及び効果 イ 施設等の管理、美化対策及び修繕並びに備品等の整備（更新）の考え方、手法及び効果	8	5.20
アイメッセ山梨の効用を最大限発揮できる事業計画 ア 利用者の増加を図るための考え方、手法及び効果 イ 広報活動の考え方、手法及び効果 ウ サービスの向上の考え方、手法及び効果 エ 満足度調査の考え方、手法及び効果	16	8.90
自主企画事業等の実施 ア 自主企画事業の考え方、手法及び効果 イ 収益施設の運営の考え方、手法及び効果	10	6.55
安定的管理運営の継続 ア 収入・支出の積算と事業計画の整合性 イ 収支計画の実現性	12	7.20
人的能力及び経理的基礎 ア 安定的な運営が可能となる人的能力 イ 安定的な運営が可能となる経理的基盤	10	7.25
提案価格 県への納付金の額	40	40.00
合 計	100	77.80

提案価格（5カ年の平均）

指定管理者の候補者（財）やまなし産業支援機構 10,800千円（納付金）

選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。